

新	旧
<p>(1) 子どもや家庭を支えるために、庁内の関係部局が連携して、本計画に掲げた施策を総合的に推進する必要がある、庁内組織の「子ども子育て庁内連絡会議」を設置し、子どもや家庭に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携強化を進めます。</p> <p>また、「子ども子育て庁内連絡会議」では、「事業の実施状況の確認」と「計画に基づく施策の推進」について協議を行い、評価を含めた進捗管理を行います。</p> <p>また、計画の期間中に起こりうる新たな課題に対して「須坂市子ども子育て会議」の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進していきます。</p> <p><u>(2) こども基本法第3条(基本理念)および第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)に基づき、こどもを単なる保護の対象ではなく「権利の主体」として位置づけ、今後、須坂市においてこども計画やこどもの権利条例を策定する際に、当事者であるこどもや若者が、自己に直接関係する事項について意見を表明する機会を確保し、その意見を十分に尊重することで、本計画の施策を充実させ、また意見を反映させることができる仕組みを構築してまいります。</u></p>	<p>子どもや家庭を支えるために、庁内の関係部局が連携して、本計画に掲げた施策を総合的に推進する必要がある、庁内組織の「子ども子育て庁内連絡会議」を設置し、子どもや家庭に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携強化を進めます。</p> <p>また、「子ども子育て庁内連絡会議」では、「事業の実施状況の確認」と「計画に基づく施策の推進」について協議を行い、評価を含めた進捗管理を行います。</p> <p>また、計画の期間中に起こりうる新たな課題に対して「須坂市子ども子育て会議」の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進していきます。</p>

改正の理由

本計画は子ども子育て支援事業計画に基づいていますが、こども基本法が制定され、須坂市においても第4期子ども子育て支援事業計画(2030-)にはこども基本法に基づく市町村こども計画へ移行する予定です。また、計画の両輪であるこどもの権利条例(仮称)の制定についても検討していく体制を本推進体制と進捗管理に盛り込み、進行管理をはかってまいります。

新

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の推計	10人	10人	10人	10人	10人
0歳児	2人	2人	2人	2人	2人
1歳児	4人	4人	4人	4人	4人
2歳児	4人	4人	4人	4人	4人
② 確保の内容	15人	15人	15人	15人	15人
0歳児	7人	7人	7人	7人	7人
1歳児	4人	4人	4人	4人	4人
2歳児	4人	4人	4人	4人	4人

●量の推計 (月あたり)

推計年齢別人口 - 保育所入所児童数 = 量の推計

●確保の内容 必要定員数 = 2026年1月現在の未就園児童数 × 10時間(月) ÷ 176時間

旧

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
③ 量の推計	16人	16人	16人	16人	16人
0歳児	6人	6人	6人	6人	15人
1歳児	5人	5人	5人	5人	16人
2歳児	5人	5人	5人	5人	17人
④ 確保の内容	19人	19人	19人	19人	19人
0歳児	9人	9人	9人	9人	9人
1歳児	5人	5人	5人	5人	5人
2歳児	5人	5人	5人	5人	5人

●量の推計 (月あたり)

推計年齢別人数 - 保育所入所数 = 量の推計

●確保の内容 必要定員数 = 2025年度未入園数 × 10時間(月) ÷ 176時間

改正の理由

基準になる数値が異なったため。

44 ページ (14)ファミリー・サポート・センター事業

新

<確保の内容 計画地>

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(人日)	873人日	860人日	843人日	828人日	817人日
② 確保の内容	873人日	860人日	843人日	828人日	817人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

●量の見込みの計算方法

2021年度から2023年度までの過去3年間の依頼実績件数と、0歳～12歳までの人口の推移から児童1人あたりの事業利用件数の平均値を算出(年0.1865件/人)し、2025年度以降の0歳～12歳までの人口推計を乗じました。

旧

<量の見込及び確保の方策>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(延べ人数)	4,681人	4,611人	4,522人	4,440人	4,381人
② 確保の内容	4,681人	4,611人	4,522人	4,440人	4,381人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

●量の見込みの計算方法

2021年度から2023年度までの3年間の依頼実績件数と、0歳～12歳までの人口の推移から児童1人あたりの利用件数の平均値を算出(年5.40件/人)し、0歳～12歳までの人口推計を乗じました。

改正の理由

計算式及び参照データ誤りがあり、訂正します。

51 ページ【1】 幼児期の教育・保育の安定した提供

新

<確保の内容 計画値>

① 1号認定(満3歳から5歳児 教育のみ)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(利用児童数)	196人	185人	178人	178人	178人
② 確保の内容					
認定こども園・幼稚園	181人	175人	168人	168人	168人
②-①	▲15人	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人

●量の見込み

・2025年度は実績値です。

・ $(3歳児から5歳児までの推計利用児童数 \times 入所率) - (2号認定推計利用児童数) = 1号認定推計利用児童数 \times 潜在的ニーズの係数(1.52 \sim 1.47)$

●確保の内容

・2025年度実績: マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 13

・2026年度計画: マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 7

・2027年度～2029年度: マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 0(休園予定)

●確保の課題及び方策

・教育需要(1号認定)のニーズが推計より高く(2025年度は1.52倍)であり、今後について潜在的ニーズや区域外の幼稚園や認定こども園のニーズも一定数(10人前後)いるため区域内の供給量は毎年度一定数のマイナス(②-①)を見込みました。

・全国や長野県内の動向は1号認定の定員充足率が低い傾向です。しかし、区域内の認定こども園の特色ある取組みが保護者に評価され1号認定枠は定員充足率が100%に近い状況です。

旧

<確保の内容 計画値>

② 1号認定(満3歳から5歳児 教育のみ)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 量の見込み(利用児童数)	129人	125人	125人	124人	122人
③ 確保の内容					
認定こども園・幼稚園	248人	248人	168人	168人	168人
④ -①	119人	123人	43人	44人	46人

確保の内容 マリア 33、双葉 90、山びこ 45、泉園 80

改正の理由

確保の内容が認定数で計算していたが、実態にあっていないため変更する。

新

<確保の内容 計画値>

② 2号認定(3歳児から5歳児 保育の必要性あり)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(利用児童数)	879人	849人	847人	840人	830人
②確保の内容					
認定こども園・保育園	886人	886人	886人	886人	886人
地域型保育事業 ※		0人	0人	0人	0人
②-①	7人	37人	39人	46人	56人

※ 令和8年4月から導入される満三歳以上限定小規模保育事業の創設されることによる確保の内容の追加。

2号認定については、計画で定めた「必要利用定員総数」に達しているため「満三歳以上限定小規模保育事業」については、受給バランスを注視しつつ、設置の適否を検討する。

(略)

旧

<確保の内容 計画値>

② 2号認定(3歳児から5歳児 保育の必要性あり)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み(利用児童数)	879人	849人	847人	840人	830人
③ 確保の内容					
認定こども園・保育園	886人	886人	886人	886人	886人
②-①	7人	37人	39人	46人	56人

(略)

改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下「改正法」という。)については、満三歳以上限定小規模保育事業(以下「事業」という改正法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。)に係る部分については、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和8年4月1日)から施行することとされている。あわせて子ども・子育て支援法第61条第2項第1号ロにより市子ども・子育て支援事業計画において、事業を利用する小学校就学前子ども(2号認定)の「必要利用定員総数」を定めることが義務付けられた。

《課題・今後の展開》

新	旧
<p>① ② (略)</p> <p><u>③児童人口は減少局面にあるものの、核家族化の進行や就労形態の多様化に伴い、特に3歳未満児の保育需要は高まっています。このため、保育の「量の見込み(ニーズ量)」は当面の間、横ばいで推移すると予測されます。</u></p> <p><u>④将来にわたり持続可能な保育提供体制を確保するためには、地域全体の需給動向を注視しつつ、公立・私立の適切な役割分担と連携が不可欠です。</u></p> <p><u>⑤私立園の課題である施設の老朽化に加え、児童福祉施設や教育施設の枠組みを超えた多機能化を模索するなど、経営基盤の強化と少子化対策へ対応した特色のある取組みを市は支援します。</u></p> <p><u>⑥公立園が担うべき役割や機能について自己評価・検証を行います。あわせて、少子化や保育ニーズの多様化に対応した最適な園数や定員のあり方を協議するため、市は検討会を設置します。</u></p>	<p>① 保育ニーズの高まりから、2024年度に実施した保育の必要性(就労)の基準を80時間から64時間へ緩和し、2歳児の育休退園制度を解消しました。2歳児以外の育休退園制度については、今後の社会状況の変化と受入状況の変化に応じて柔軟に対応してまいります。</p> <p>② 保育ニーズに対応した教育・保育施設の整備を必要に応じ実施してまいります。</p>

改正の理由

少子化により地域における持続可能な保育提供体制を維持するために私立園と公立園が適切に役割を把握し、連携を密にする必要があります。そこで課題解決のために取り組むことを明記し、進捗管理を図ります。

63 ページ 「(3) 家庭支援事業」

新	旧
<p>【3】 子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)</p> <p>【4】 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)</p> <p>【5】 親子関係形成支援事業</p> <p>【6】 地域子育て相談機関</p>	<p>【3】 子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)</p> <p>【4】 親子関係形成支援事業</p> <p>【5】 地域子育て相談機関</p>

【4】 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

<事業の概要>

保護者の就労その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で平日の夜間もしくは休日に預かり、生活指導、食事の提供を行い、児童とその家庭の福祉の向上を図るための事業です。

<取り組み実施状況>

2026年度から児童養護施設等にトワイライトステイ事業の委託をしていきます。

【委託先】 児童養護施設など

<量の見込み>

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
延べ利用日数		50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)	50人日 (1人/週)
確保の内容 (実施か所)		2か所	2か所	2か所	2か所
実施施設と協議し、必要な家庭にサービスが提供できるように努めます。					

<<課題・今後の展開>>

養育環境を確保し、地域で継続的な支援が受けられるように、今後の実績やニーズを把握しながら子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

新規追加の理由

子育て短期支援事業(子育て支援ショートステイ事業)は児童養護施設へ育児負担の軽減のための宿泊事業ですが、夜間や休日などの短時間の預かりを実施することで保護者の負担軽減を図る。